

議案第 25 号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会の項の次に次のように加える。

「

大田原市未来創造戦略推進会議	人口ビジョン及び未来創造戦略に関する調査、審議に関する事務
----------------	-------------------------------

」

同表市長の部中

「

大田原市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生整備計画により実施された事業の評価等に関する事務
---------------------	------------------------------

」

を

「

大田原市社会資本総合整備計画事業評価委員会	社会資本総合整備計画により実施された事業の評価等に関する事務
-----------------------	--------------------------------

」

に改め、同表に次のように加える。

「

大田原市いじめ問題調査委員会	市立学校におけるいじめ問題の調査に関する事務
----------------	------------------------

」

別表教育委員会の部に次のように加える。

「

大田原市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携等に関する事務
大田原市いじめ問題対策推進委員会	市立学校におけるいじめの防止等に関する事務
大田原市小中一貫教育検討委員会	市立小中学校における小中一貫教育の検討に関する事務

」

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会の項の次に1項を加える改正規定については、公布の日から施行する。